知書を受けとってカリ6日 る 知書を受けとってから60日る不服については、納税通なお、評価額以外に関す 不服に ては、納品質以外に開 関

第の審査を行っています。 の審査を行っています。 のの審査を受け取ってか が税通知書を受け取ってか が税通知書を受け取ってか がのいます。 きます 額の審査を行っている基礎となる固定資産 の評

## こ存じです. に価審査 か

、納税者からの申し出を固定資産評価審査委員会 固定資産税 の計 算 価のを

# 委員会をごる

が課税され続け 問本庁・課税課 あ りま

や用途変更前の けています)。 ٤ ます)。

固定資産税 解体前 同

(原案)の説明会を開催都市計画区域マスタープラン では、将来の都市づく

ましたので、次のとおり説っの改訂に取り組んでいます。の改訂に取り組んでいます。の改訂に取り組んでいます。 明会を開催します。 市計画区域】7月23日承とき・ところ=【本渡都

課☎徑4391/本問天草地域振興局技術管 市計画区域』7月23日金大会議室【牛深都市計画区域】7月24日金牛深支区域】7月24日金牛深支区域】7月24日金牛深支い。 2 階 計画 庁 理 時

市民ふれあい座談会を開催

都市計画課

市では、市民の皆さんの意見を直接お 聞きする"市民ふれあい座談会"を開催し ます。多くの皆さんのご参加をお待ちし ています。

#### ▲日程

♥日柱			
地	X	とき	ところ
天	草	7月24日俄	高浜地区コミュニティセンター
新	和	7月30日®	新和町民センター
五	和	8月1日金	五和町コミュニティセンター
御所浦		8月6日®	御所浦保健福祉センター いさな館(御所浦支所2階)
栖	本	8月7日金	栖本福祉会館
有	明	8月19日巡	有明町民センター大会議室
倉	岳	8月20日®	倉岳多目的研修集会施設
河	浦	8月21日余	一町田地区コミュニティセンター
本	渡	8月26日® 28日余	天草市民センター大会議室

※時間は午後7時30分から同9時まで。 問本庁・秘書課

### 新築・解体するときは

市では、「天草市景観計画」に基づき、良 好な景観づくりを推進しています。市全域を 「景観計画区域」とし、特に重要な地域を「景 観形成地域(下図)」に指定しています。

- ▶対象規模=〔景観計画区域〕高さ13mまた は建築面積が1.000㎡を超える建築物〔景 観形成地域〕床面積の合計が10㎡をこえ る建築物など。このほかにも、届け出が必 要な規模などの基準があります。事前にご 相談ください。
- ▶届け出期間=着手日の30日前まで。

※「天草市景観計画」や届出書様式は、市ホ ームページに掲載しています。



募集人員= ととならない人

貸住宅などにあ

委員を3つ以上兼ねるこ

ない人③市の附属機関 20歳以上の人②公務員

0

運営審議会の委員を募集 行政

置している『天草アーカイを円滑に運営するために設今回、天草アーカイブズ 史料や公文 います。アーカイ 整理・保存し、 ーカイブズ」を設置しすることができる「天 公文書などを収集 天草各地の地域 できる「天草、それらを利

ブズ運営審議会』

0)

委員

募集します

対象=次の

\$

する人。①市内在住

でで該

支所内) ☎億5515 問天草アーカイブズ 類選考により行いま 固定資産税の減額について長期優良住宅の

※選考は、小論文による書

ます。

( 五 和

てください

(五和支所内)

へ提出

さい。 本庁・課税課または各支

たは天草アーカイブズ 8月4日側までに同課ま

め原稿用紙3枚以内)を、

した小論文(400 待すること』をテー

(400字詰

『天草アーカイ

ブズに期

マと

税の2分の1が5年間減額㎡までに相当する固定資産 住宅は、1戸あたり120に新築された認定長期優良平成28年3月31日承まで され あたりの床面積 1以上であること●1居部分の床面積が2分 対象の要件= ます

たは各支所担当課へ提出し変更届」を本庁・課税課まを変更したときは、「用途きは、「解家届」を、用途 証明書を携帯ししたら、早めに きは、「 なり 課へご連絡ください。 したら、早めに本庁・ 新築や増改築工事が います 前に連絡して調査にう 家屋を解体 こて調査にうかいださい。身分 が完了 :課税 たと

ら固定資産税の課税対象と築した家屋は、同27年度か平成26年中に新築や増改 問本庁・課税課 家屋の新築や増築・ 用途変更はご連絡をの新築や増築・解体

築後7年間。 新築後5年間②3階建て 住減㎡ 申込方法=印かん 以上280 される期間=①一 (②以外の住宅) m 以 下。

※詳しいことは間に

お問い合わせください。

ペけ 0

ジにも掲載)と、

申込書

0

•

**応募方法**=本庁

たは各支所担当課に

部課に備総務課

優良住宅認定通知

(写しでも可)」を持参し、 知「長

#### 天草市住宅リフォーム助成事業のお知らせ

### 住宅をリフォームした場合、市内で使用可能な商品券を交付します

- ▶対象住宅=個人(生計を一にする親族を 含む)が所有し居住している、市内の住 宅や店舗等併用住宅または分譲マンショ ンなどの居住専有部分。
- ▶対象工事=屋根のふき替えや外壁の張り 替え、浴槽の取り替えなど、住宅の機能 や性能を維持・向上させるためのリフォ ームで、施工業者(市が設定する条件に あった業者)に依頼して行う工事費用が、 10万円以上(税抜)であること。※対象工 事についての詳細は、お尋ねください。
- ▶商品券と使用方法=対象となるリフォー ム工事費用の2割(上限20万円)の商品

券を交付します。

商品券は商品券取扱登録店舗で使用で きます。1枚1.000円(お釣りは出ません) で、地域限定券(使える地域が限定され るもの)と共通券(市内全域で使えるもの) があります。

- ※商品券取扱登録店舗は、商品券を交付の ときにお知らせします。
- ▶申請方法=工事を行う前に、申請書(本 庁〔別館〕・産業政策課または各支所担当 課に備え付け)に必要書類を添付し、同 課へ提出してください。工事着工は、決 定通知日以降としてください。

問本庁(別館)・産業政策課/各支所担当課

5 市政だより 天草 No.199 お知らせ版